

努力が必要である。今回は限られた施設で、参加した医師、薬剤師も十分な数ではなく、限定された診療科での検討ではあったが、情報交換が医師、薬剤師それぞれの業務、そして結果的に患者さんに安全、有効な医療を提供することに貢献していることは確認できた。

本年度は医師と薬剤師の情報交換のアウトカムとして、残薬調整による医療費節減の可能性を検証した。残薬の存在、そして残薬をなくすことにより患者個人および国の医療費負担が減じるであろうことは多くの医師、薬剤師が日頃から認識していることである。また、残薬は過剰服薬や服薬過誤につながる危険性がある。従って、残薬の解消は医療経済的に、そして何よりも薬物治療を安全に実施する上で、重要な課題である。しかし、我が国には残薬量や残薬調整により節減される医療費に関する公的データは存在しない。一部の施設からの研究報告が散見されるのみである（資料9）。

残薬を解消するために、医師の場合は処方箋作成時に患者から残薬状況を聞き出し処方量を調整することがある。しかし、診療時間の問題、患者の遠慮（くすりを残していることを医師に隠す）や患者の曖昧な記憶などにより、医師だけの業務では残薬調整はうまくいっていないのが現状である。一方、薬剤師の場合は、業務（薬剤服用歴管理料）として服用状況の把握と薬剤服用歴への記載が実施されている。しかし、服用状況から残薬が確認された場合の一般的な対応は、次回受診時に主治医へ残薬の件を報告する旨を指導するに留まる。多くの患者は次回の受診時には残薬のことを忘れてしまうあるいは医師には申告しない。薬剤師が患者から得た「残薬の存在」という貴重な情報は医師には効率よく届

かないのである。医師への服薬状況の情報提供が服薬情報提供料という調剤報酬として認められているにも関わらず、昨年のアンケート調査による研究でも明らかな様に、この情報提供の手段は多くの薬局では活用されていない。そこで、今回は、残薬調整を確実に実施すべく、医師と薬剤師の役割分担を明確にした。すなわち、残薬情報の患者からの収集と医師への提供を薬剤師が担当し、医師はその情報をもとに残薬を考慮して処方箋を作成することとした。

その結果、1回の残薬調整で一人当たり約4,000円の薬剤費が節約できた。一方、厚生労働省統計調査保健衛生分野における平成20年度患者調査によると、年間の慢性疾患患者（高血圧、脂質異常症、糖尿病、虚血性心疾患、脳卒中など）は5,555千人であった。従って、慢性疾患患者に年1回、残薬調整を実施したとすると、年間で約200億円もの医療費（薬剤費）が節約できることになる。さらに今回の研究では、残薬が生じる理由として、飲み忘れや自己調節が多いことが判明した。飲み忘れや自己調節の背景には、患者の病態理解の不足あるいは病識不足がある。従って、アドヒアランスを向上させ薬の無駄を無くし、治療薬を正しく有効に使用してもらうためには、病態に基づく服薬指導が必須であり、そのためには医師からの病名や処方意図に関する情報提供が重要となる。また、副作用が怖いために使用を控え残薬が出てくることも明らかとなった。薬剤師の服薬指導では、副作用だけが強調されることがしばしばある。あくまで有効性が勝るから医薬品は使用されることを必ず服薬指導のなかで触れるべきである。不規則な生活による不規則な使用あるいは飲み忘れがある場合に、薬剤師から医師へ

の情報提供は、生活パターンに即した処方設計を可能とするだろう。薬剤師から医師への残薬とその理由に関する情報提供は、医療経済的に有効なばかりではなく、より安全、有効な処方箋作成につながる事が確認された。

E. 結論

交換される情報の内容やその情報の利用には、医師と薬剤師の役割分担の違いが明確に反映されていた。医師から薬剤師へ提供される情報は『病気や処方薬の情報』が多かった。具体的には、病名や処方意図そして服薬指導に当たってのポイントなどであり、医師自ら発信する場合（特に呼吸器疾患の場合）や薬剤師からの求めに応じて発信する場合（特に循環器疾患の場合）があった。そして、薬剤師はこのような医師からの情報を服薬指導に活かし、効率的な薬物治療の実践に貢献している。薬剤師から医師へ提供される情報は『患者の情報』が多かった。具体的には、服薬状況・コンプライアンス、他科／他院からの処方薬、生活環境などさらに治療方針や検査に対する疑問や不安などであった。本来これらの情報は患者から医師へ直接伝えられるべきものであるが、医師には言いにくいあるいは忙しそうに話す機会が無かったなどの理由で、患者が薬局にきて初めて薬剤師に話すことが多いことが判明した。医師は薬剤師からのこのような情報を活かして、コンプライアンスや安全性の向上を目指した処方箋を作成できる。さらに、薬剤師からの『患者の情報』は、病院や診療所における診察や検査体制の改善など薬物治療以外の業務にも活かされている。この薬剤師から医師への情報提供を活用した連携作業の有用性は、残薬調整による薬剤費節減により確認、証明できた。また、情報の

利用として興味あることは、薬剤師が、医師から得た『病気や薬の情報』と患者から得た『患者の情報』とから、医師に対して投薬方法や一包化処方などの処方提案まで持っている例が存在したことである。以上のように、今回の研究から、医師と薬剤師間の情報交換には予想以上の有用性が存在することが明らかとなった。従って、今後は、この医師薬剤師による医療連携の促進を図るべく、コミュニケーションや情報交換制度の改善を積極的に進める必要がある。

F. 健康危険情報

特になし

G. 研究発表

特になし

H. 知的財産権の出願・登録状況

報告日：平成 年 月 日

【担当医】

仙台オープン病院（ 科）
担当医師名
FAX 022-252-9431 薬剤部

【担当薬剤師】

薬局名
担当薬剤師名
FAX

報告事項

患者氏名： (ID：)

性別： 男・ 女 生年月日： 年 月 日 (歳)

① 【確認を要する事項】 (該当箇所： →)

- 病名に関する事項
- 処方内容や処方意図に関する事項
- 服薬指導に関する事項
- コンプライアンス・残薬状況に関する事項 (残薬理由に○をいくつでも可)
残薬理由：忙しい、生活不規則、食事不規則、内服が面倒・複雑、自己調節効果がない、くすりが嫌い、副作用が怖い、処方変更、単なる飲み忘れ、その他
- 他院・他科からの処方に関する事項
- 有害事象 (因果関係のないものを含む) に関する事項
- 患者生活環境・苦情に関する事項
- その他 ()

② 【確認内容 (①の「」箇所について記載)】

Empty box for recording confirmation content.

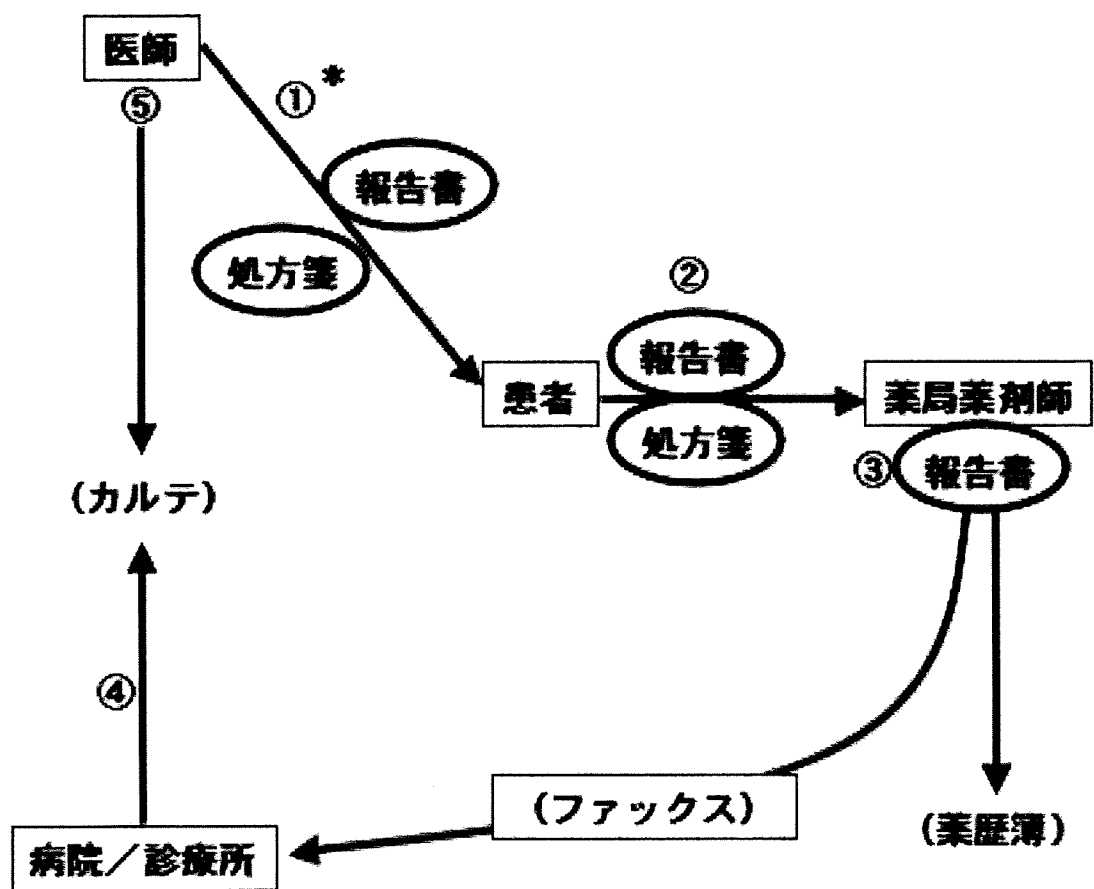
③ 【コメント (上記②に対する回答等)】

Empty box for recording comments.

資料2

医師からの報告書

*患者さんの同意



資料 3

患者様へ

「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換に関する調査」

についての説明文書

「処方・調剤業務における確認事項報告書」の使用について

私どもは、安全かつ有効な薬物治療を実施するための方策の一つとして、処方箋を作成する医師とくすりを調剤する薬剤師との間で、それぞれの業務の中で確認が必要と思われる事項について相互に報告することが必要と考えています。

具体的には、「処方・調剤業務における確認事項報告書」に必要事項（例えば、処方箋が変更された場合の理由、服薬説明の依頼、他の内服薬など）を記入し患者様に処方箋とともに渡します。患者様は行かれる薬局で処方箋とともにこの報告書を薬剤師に提示して頂くこととなります。薬剤師はその報告事項を薬の調剤や服薬説明に活用します。また、必要があれば患者様の同意のもと、医師に返答の形で情報を提供する場合があります。

この処方や調剤・服薬指導における業務内容の連絡・確認は、法律的にも医療法や保険制度のなかで認められており、通常の医療行為の範囲内で行われ、個人情報保護法にのっとり運用されることとなります。

「処方・調剤業務における確認事項報告書」を用いた医薬情報交換に関する調査について

私どもは、医師と薬剤師の間の情報交換の内容および有用性について調査するために、患者名および病院名、主治医名、薬局名、薬剤師名を除いた上で、報告書の写しを解析させて頂きたいと思っております。解析および結果公表に当たっては、患者様個人および病院名、主治医名、薬局名、薬剤師名は同定されません。報告書の写しは東北薬科大学病態生理学教室において大野勲により厳重に管理されます。また、調査のための患者様による費用負担は一切ありません。当然のことながら、この報告書の使用に同意されなくとも患者様には医療上の不利益は一切生じません。いったんこの調査に参加することに同意した後でも、いつでも自由に調査への参加をとりやめることができます。また、受け取った報告書を薬局に提示することを取りやめることもできます。尚、この研究は、厚生労働省医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業の一環として実施されます。解析結果は学会等で公表されます。

より円滑で安全な処方・調剤業務の体制構築の為、ご協力をお願い致します。

調査研究当院責任者 _____ 科 _____

調査研究責任者 東北薬科大学病態生理学教室 大野 勲

同意文書

「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換に関する調査」

担当者による同意取得の確認

私は、患者さんに対し、「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換」に関する調査について、下記の内容を十分に説明し同意を得られたことを確認しました。

平成 年 月 日

担当者名 _____ (自署)

患者様による同意の確認

私は、「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換」に関する調査について、同意説明文書を受領し、下記の内容について担当者から詳しい説明を受け、十分に理解した上で、本調査に参加することに同意いたします。

平成 年 月 日

署名 _____ (自署)

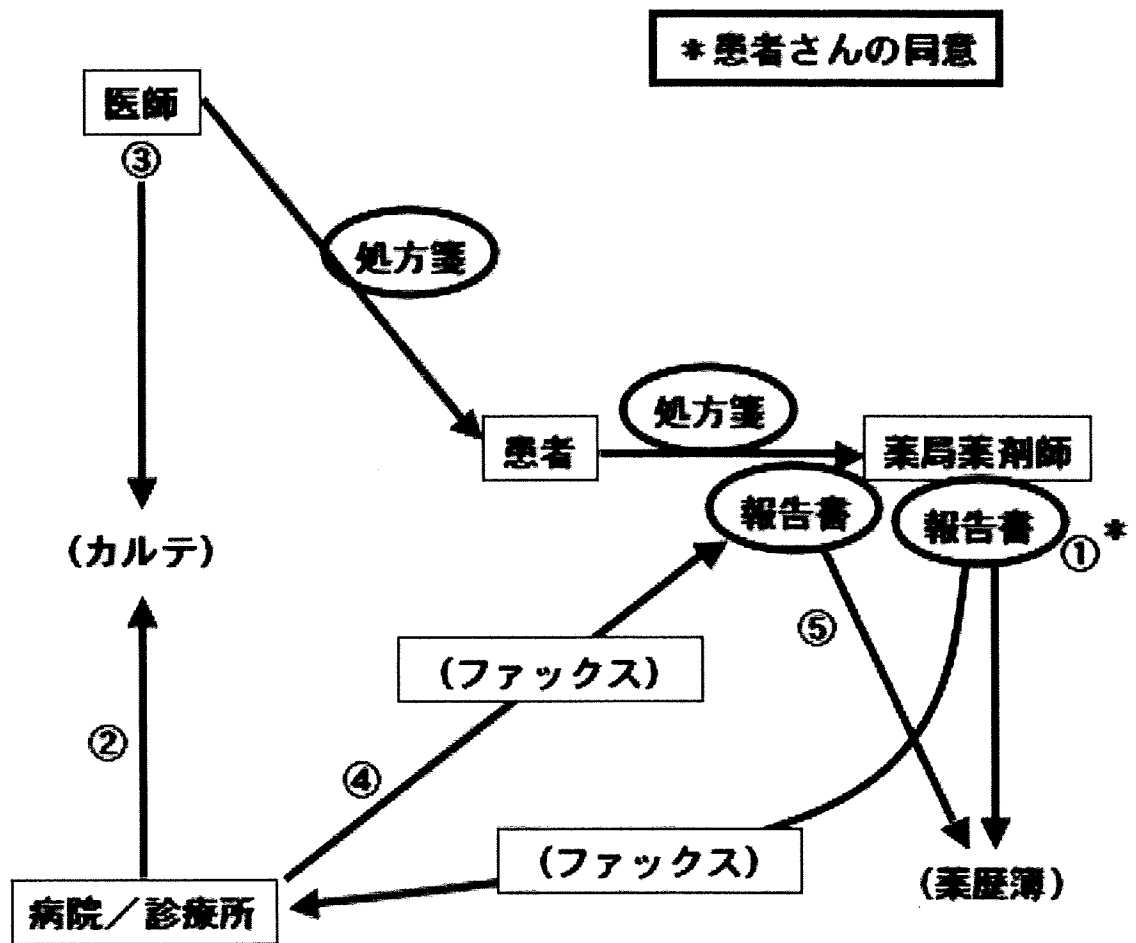
(代諾者の場合、患者氏名および患者との続柄_____)

記

6. 調査の目的・方法・内容
7. 結果の公表とプライバシーの保護
8. 調査費用の負担は無いこと
9. 自由意志による同意であり、また、同意の後いつでも撤回できること
10. 同意しなくとも何ら不利益を被らないこと

資料4

薬局薬剤師からの報告書



資料5

患者様へ

「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換に関する調査」 についての説明文書

「処方・調剤業務における確認事項報告書」の使用について

私どもは、安全かつ有効な薬物治療を実施するための方策の一つとして、処方箋を作成する医師とくすりを調剤する薬剤師との間で、それぞれの業務の中で確認が必要と思われる事項について相互に報告することが必要と考えています。

具体的には、「処方・調剤業務における確認事項報告書」に必要事項（例えば、実施した服薬説明の内容、併用に注意を要する薬など）を記入し主治医にファックスで送ります。主治医はその報告事項を次回の診療や処方箋作成に活用します。また、必要があれば患者様の同意のもと、薬剤師に返答の形で情報を提供する場合があります。

この調剤・服薬指導や処方における業務内容の連絡・確認は、法律的にも保険制度や医療法のなかで認められており、通常の医療行為の範囲内で行われ、個人情報保護法にのっとり運用されることとなります。

「処方・調剤業務における確認事項報告書」を用いた医薬情報交換に関する調査について

私どもは、医師と薬剤師の間の情報交換の内容および有用性について調査するために、患者名および病院名、主治医名、薬局名、薬剤師名を除いた上で、報告書の写しを解析させて頂きたいと思っております。解析および結果公表に当たっては、患者様個人および病院名、主治医名、薬局名、薬剤師名は同定されません。報告書の写しは東北薬科大学病態生理学教室において大野勲により厳重に管理されます。また、調査のための患者様による費用負担は一切ありません。当然のことながら、この報告書の使用に同意されなくとも患者様には医療上の不利益は一切生じません。また、いったんこの調査に参加することに同意した後でも、いつでも自由に調査への参加をとりやめることができます。尚、この研究は、厚生労働省医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業の一環として実施されます。解析結果は学会等で公表されます。

より円滑で安全な処方・調剤業務の体制構築の為、ご協力をお願い致します。

調査研究当薬局責任者 _____

調査研究責任者 東北薬科大学病態生理学教室 大野 勲

同意文書

「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換に関する調査」

担当者による同意取得の確認

私は、患者さんに対し、「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換」に関する調査について、下記の内容を十分に説明し同意を得られたことを確認しました。

平成 年 月 日

担当者名 _____ (自署)

患者様による同意の確認

私は、「処方・調剤業務における確認事項報告書を用いた医薬情報交換」に関する調査について、同意説明文書を受領し、下記の内容について担当者から詳しい説明を受け、十分に理解した上で、本調査に参加することに同意いたします。

平成 年 月 日

署名 _____ (自署)

(代諾者の場合、患者氏名および患者との続柄 _____)

記

6. 調査の目的・方法・内容
7. 結果の公表とプライバシーの保護
8. 調査費用の負担は無いこと
9. 自由意志による同意であり、また、同意の後いつでも撤回できること
10. 同意しなくとも何ら不利益を被らないこと

資料6

第9回 せんだい医薬連携セミナー

謹啓

時下、先生におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、このたび下記の通りセミナーを開催させていただきます。先生におかれましては、ご多忙中のことと存じますが、万障お繰り合わせの上ご参加いただきますよう
宜しくお願い申し上げます。 謹白

記

【日 時】 2010年3月2日(火) 19:00～

【場 所】 仙台市シルバーセンター 第一研修室

住所:仙台市青葉区花京院1丁目3番2号

Tel.022-215-3191

プログラム

テーマ：医師と薬剤師による地域医療連携のあり方

開会挨拶 19:00 東北薬科大学 大野 勲 先生

報告講演 19:10～19:40

座長 柴崎内科・小児科医院 柴崎 篤 先生

『医薬情報交換の実施とその効果』

東北薬科大学 大野 勲 先生

パネルディスカッション 19:40～20:30

座長 東北薬科大学 大野 勲 先生

パネリスト 東北厚生年金病院循環器センター 片平 美明 先生

土橋内科医院 小田倉 弘典 先生

東北労災病院薬剤部 由良 温宣 先生

仙台調剤台原店 今井 晴子 先生

カリン薬局 高田 秀之 先生

コメンテーター 医師（参議院議員） 桜井 充 先生

厚生労働省医薬食品局総務課 高江 慎一 様

閉会挨拶 20:40 会川クリニック内科・呼吸器科 会川 尚志 先生

本セミナーは日本薬剤師会研修センター認定1単位、日本病院薬剤師会生涯研修1単位の認定を受けております。

共催 せんだい医薬連携セミナー・宮城県薬剤師会・宮城県病院薬剤師会
東北薬科大学（厚生労働省医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業）

資料7

様式第3号

受付番号

2009-2

平成21年5月26日

倫理委員会審査結果通知書

実施責任者

大野 勲 殿

東北薬科大学薬学部・

大学院薬学研究科倫理委員会

委員長 吉崎 文彦



課題名：医師と薬剤師による患者情報交換システムに関する研究

(研究期間継続の変更)

上記課題の実施計画を平成21年5月25日の倫理委員会で審査し、下記のとおり判定しましたので、通知します。

記

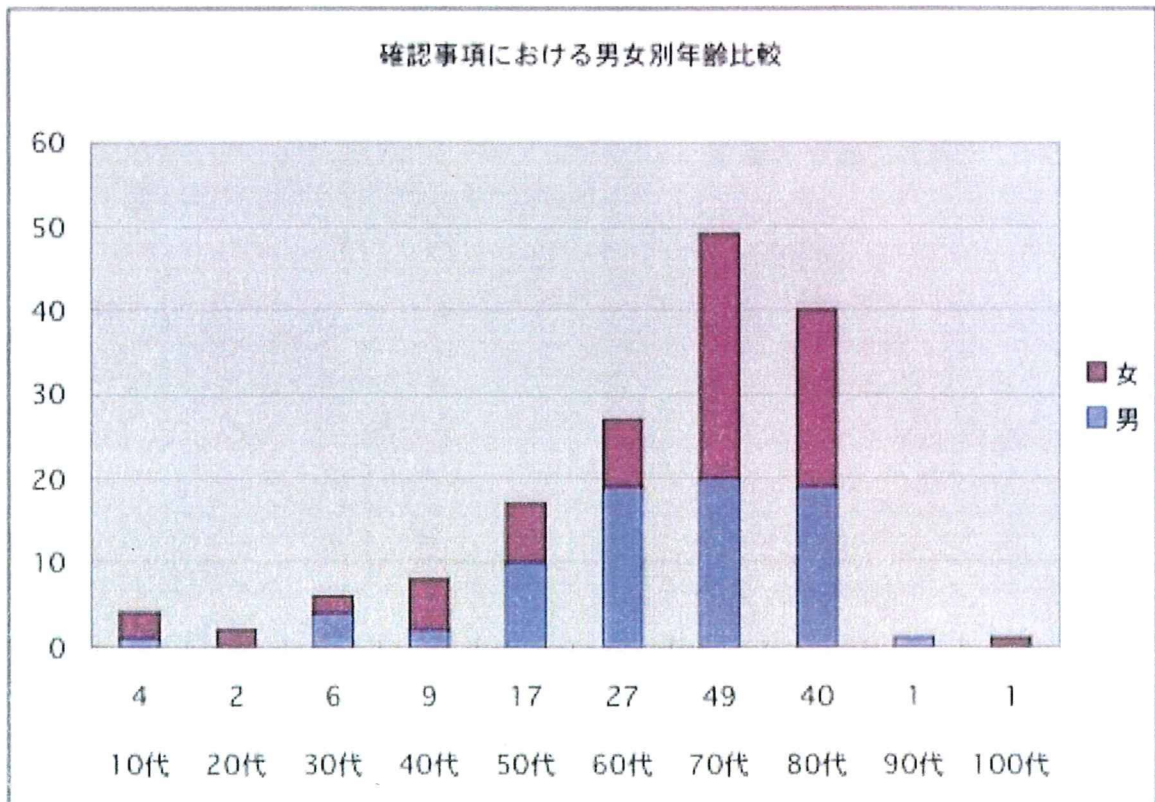
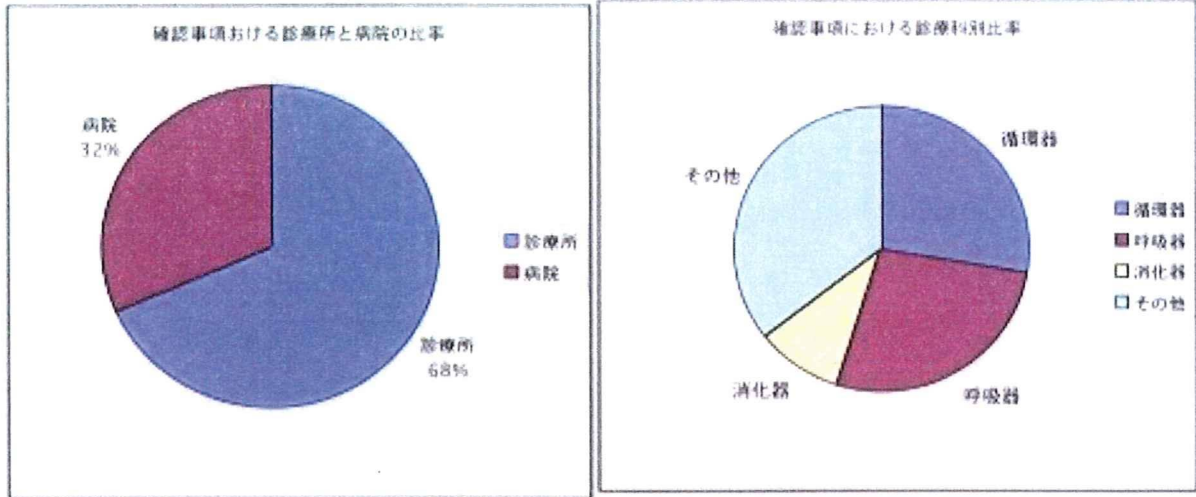
判定

- 承認する。
- 条件付きで承認する。
- 変更を勧告する。
- 承認しない。
- 該当しない。

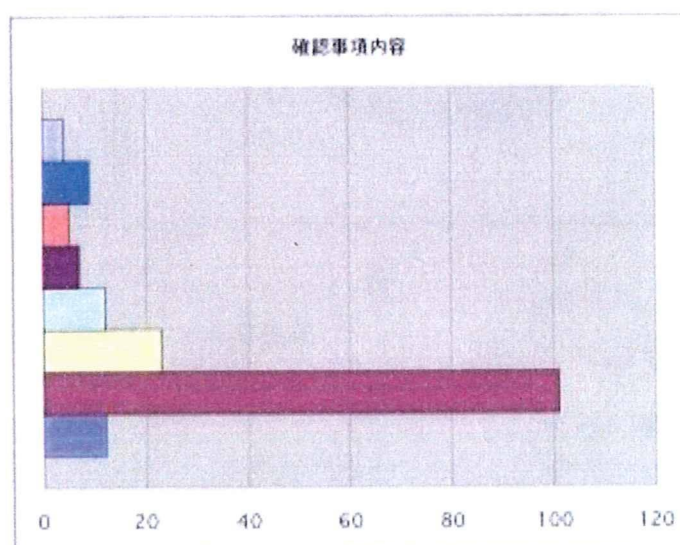
条件又は変更勧告の内容及び理由：

資料 8

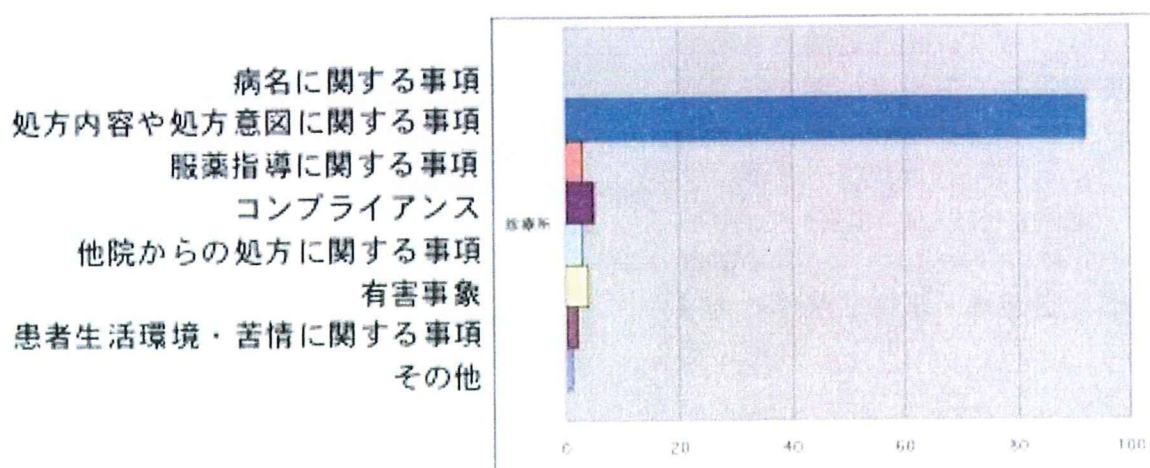
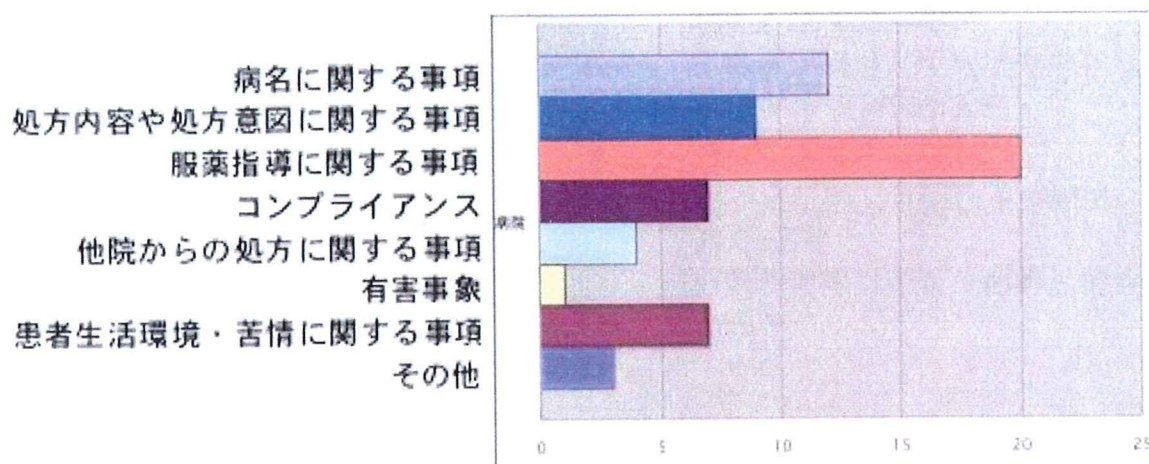
確認事項：158件



その他
 患者生活環境・苦情に関する事項
 有害事象
 他院からの処方に関する事項
 コンプライアンス
 服薬指導に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 病名に関する事項

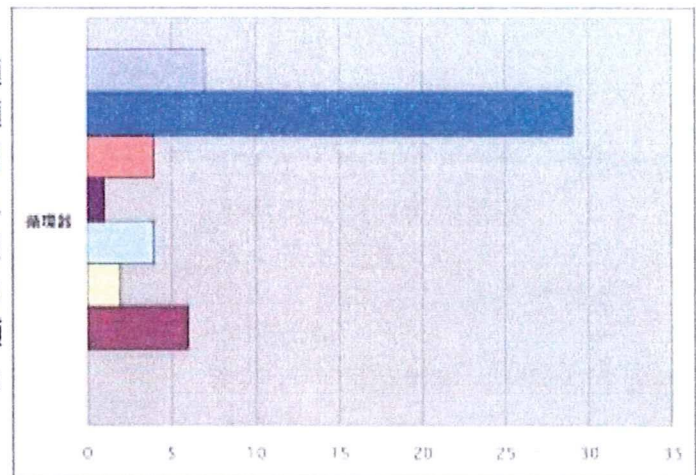


確認事項内容【病院・診療所別】

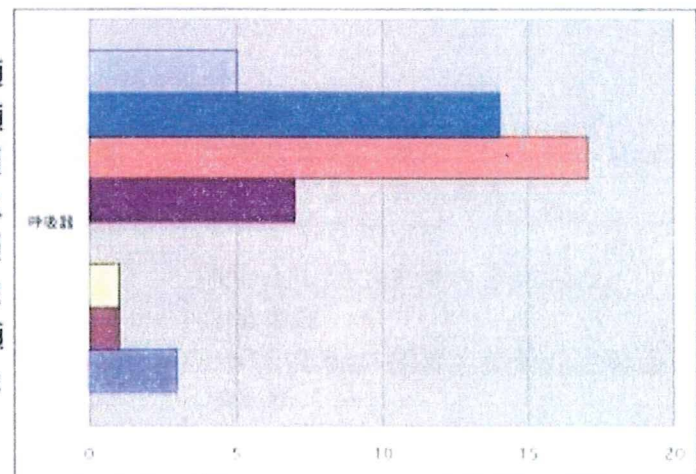


確認事項内容【疾患別】 -1

病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他

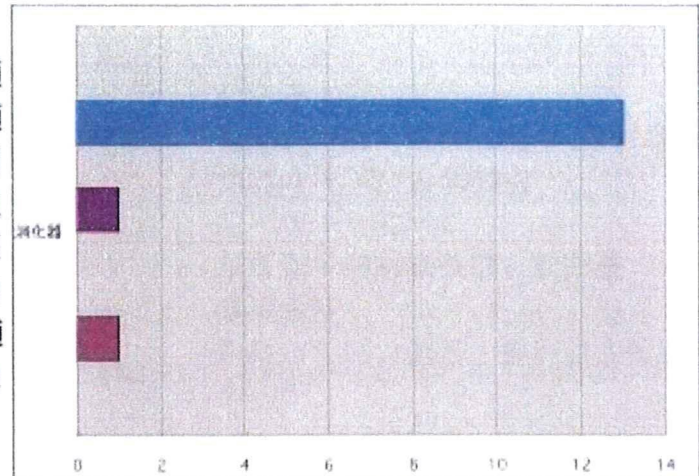


病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他

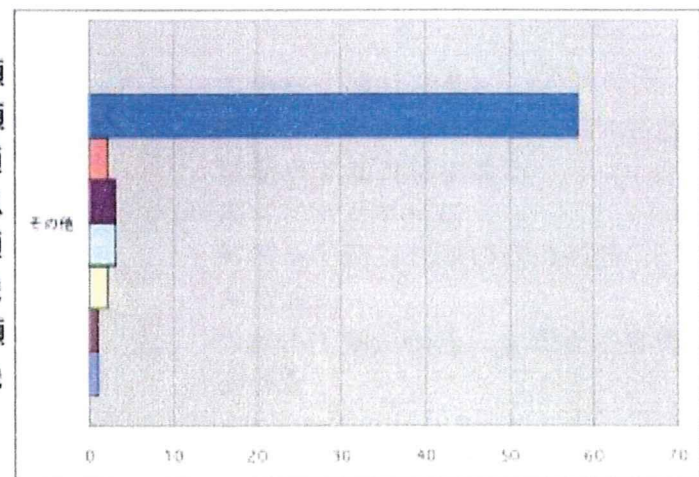


確認事項内容【疾患別】 -2

病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他



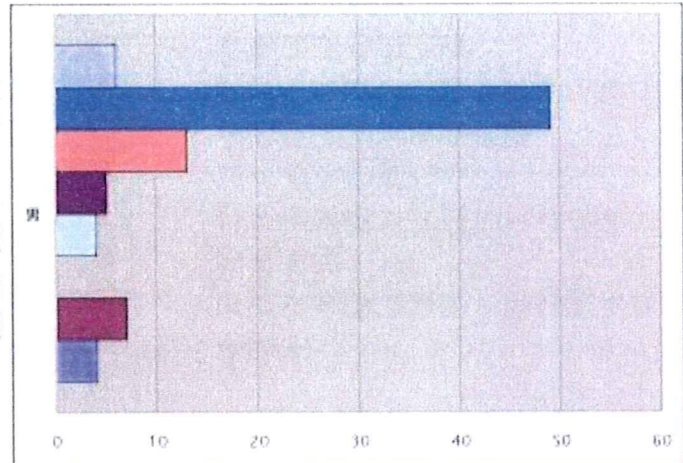
病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他



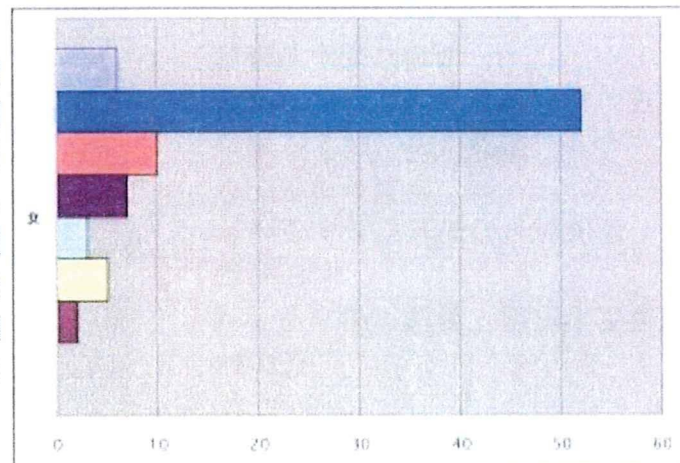
(その他：糖尿病、脂質異常症、精神・神経疾患、整形、皮膚など)

確認事項内容【男女別】

病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他

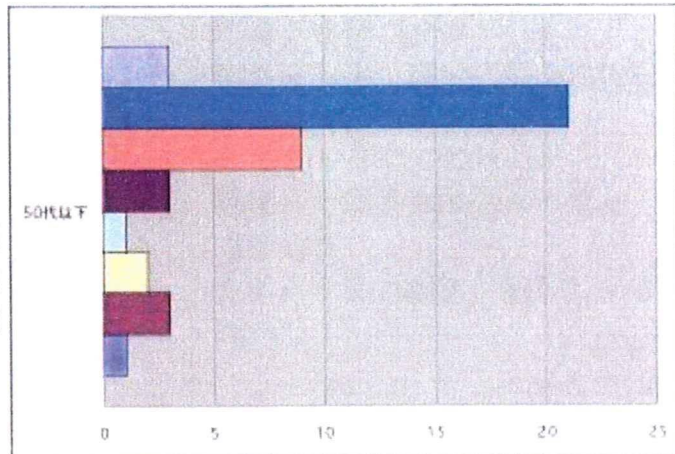


病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他

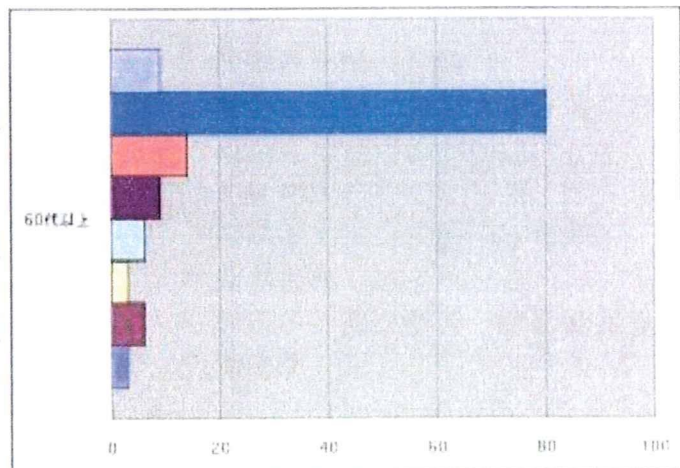


確認事項内容【年齢別】

病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他

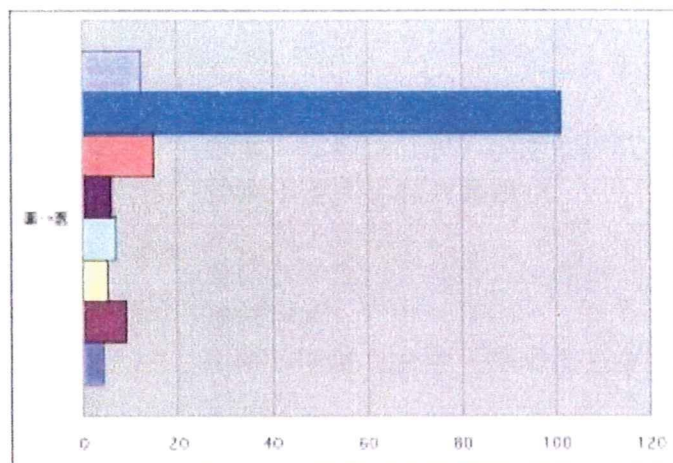


病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他

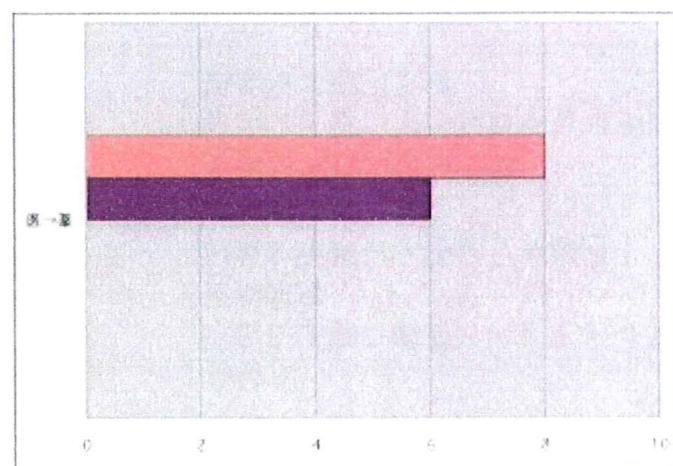


確認事項内容【医師・薬剤師別】

病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他



病名に関する事項
 処方内容や処方意図に関する事項
 服薬指導に関する事項
 コンプライアンス
 他院からの処方に関する事項
 有害事象
 患者生活環境・苦情に関する事項
 その他



資料 9

